雇用環境整備士資格講習会の参加費区分について（補足）

以下、参加費区分につきお問い合わせの多い事項につき解説をまとめましたので参考まで。

４．参加費（税込、テキスト代含む）

・一般
・本機構の情報交流制度加盟員
・後援・協力依頼先等の会員等
・行政庁職員
・社会保険労務士資格者
・産業カウンセラー資格者

【本機構の情報交流制度加盟員】

本機構の情報制度加盟員とは、一般社団法人日本雇用環境整備機構に個人として加盟員になっている者、または法人加盟している企業の従業員（役員・アルバイト・パート・派遣社員等も含む）を指します。

個人加盟はどなたでもできます、法人加盟も原則どの企業でも加盟することができます。

講習会に申し込みした後に加盟した者は該当しませんので、まずは加盟手続きをしてから講習会にお申し込みください。

なお、加盟するにはインターネットで以下から24時間いつでも手続きできます。

http://www.jee.or.jp/network/network.html

【後援・協力依頼先等の会員等】

（一社）日本人材派遣協会、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会、（NPO）高齢社会をよくする女性の会、（一社）高齢者活躍支援協議会、（NPO）障がい者ダイバーシティ研究会、
（一社）日本産業カウンセラー協会、（一社）ＣＳＲプロジェクト、
（一社）日本電気工事士協会

上記８団体に会員・入会・加盟などをされている者（または加盟等している法人の従業員）を指します。また、上記６団体の事務局等で役員・従業員として勤務する者も含みます。

【行政庁職員】

公務員、準公務員、みなし公務員など「公務員身分」を有する者を指します。但し、行政庁舎にて勤務する者も含まれる。

公立学校、国営病院などの行政庁舎ではないが行政による公立性のある組織・施設である場合、受講しようとする職員が上記の「公務員身分」を有しているときは行政庁職員とみなします。

【社会保険労務士】

社会保険労務士資格を有している者を指します。試験に合格し関係団体に登録等をしていない場合でも、試験合格をもって社会保険労務士とみなします。
但し、社会保険労務士事務所にて勤務する試験に合格していない従業員はここでいう社会保険労務士に該当しません。

【産業カウンセラー】

産業カウンセラー資格を有している者を指します。試験に合格し関係団体に登録等をしていない場合でも、試験合格をもって産業カウンセラーとみなします。

【一般】

上記に該当しない者は全て一般としての区分になります。

その他、ご不明な場合は本機構　事務局までお問い合わせください。
TEL.03-3379-5597（講習会係）